

評価項目及び評価基準

1 評価点

評価点の算出方法は、次の合計点数とする。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{企画審査点数} & + & \text{能力審査点数} & + & \text{価格審査点数} & = & \text{合計点数} \\ (600\text{点満点}) & & (35\text{点満点}) & & (15\text{点満点}) & & (650\text{点満点}) \end{array}$$

2 企画審査点の点数化の方法

選定委員 1 人当たりの企画審査点の配点は、100点とする。また、表 1 又は表 2 に示す評価項目ごとに、表 3 で示す基準により評価し、各選定委員が項目ごとに算出した点数の合計を企画審査点数とする。なお、各評価項目の点数及び企画審査の点数の計算方法は、次に揚げるとおりとする。

(1) 各評価項目の点数＝表 1 又は表 2 の各項目の配点×表 3 の評価による配分率

※少数点第 2 位まで求める（小数点第 3 位以下は切り捨てる。）。

(2) 企画審査点数＝上記(1)で算出した各評価項目の点数の合計

※少数点第 2 位まで求める。

ア 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、技術提案に関する事項は表 1 に、評価テーマに関する事項は表 2 に示すとおりとする。

表 1 技術提案に関する評価項目及び配点

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
業務遂行能力	業務理解度	業務内容について、趣旨を理解し、業務目的に沿った内容となっているか。	10
	スケジュール	業務全体のスケジュールが、合理的かつ現実的で契約期間内の履行が確実に見込まれる業務スケジュールになっているか。	10
	業務体制	人員の配置状況から、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。	5
企画提案	プレゼンテーション能力	技術提案書の内容を分かり易く説明し、質問に対し、応答が明確かつ迅速であるか。	5
	熱意・意欲・チャレンジ	業務に対する取組意欲が強く感じられ、コンサルタントとしてチャレンジしたい意欲が感じられるか。	5
	その他	仕様書で示された事項以外に、本市にとって有益な独自提案や代替案が示されているか。	5
小計			40

表 2 評価テーマに関する評価項目及び配点

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
Ⅰ「現行計画の施策等の評価及び見直しの手法」	的確性	現計画の内容を十分に理解し、社会情勢の変化や本市の他計画、施策方針に対応した課題や見直すべき点に関する提案があるか。	10
	実現性	現状分析や各施策の進捗状況評価の手法が、実現性の高い提案であるか。	10
Ⅱ「都城市の現状を踏まえた防災指針の策定における課題と整理」	的確性	本市の地域特性を考慮した災害ハザード情報やリスク分析を想定しているか。	10
	実現性	災害リスクの解消に効果的な施策や目標値設定の検討方法など、実現性の高い提案であるか。	10
Ⅲ「土地利用誘導施策や誘導区域を設定する際の課題と対策」	的確性	中間評価と防災指針を踏まえた着眼点、問題点、解決方法等が的確に網羅されているか。	10
	実現性	計画に位置付ける具体的な施策提案や目標設定について、都城市の地域特性を考慮した提案であるか。	10
小計			60

イ 評価による配分率

表 1 又は表 2 の各評価項目について、表 3 に示す 5 段階により評価する。

表 3 評価による配分率

評価	評価内容	点数の算出方法（配分率）
A	特に優れている	配点× 1 0 0 %
B	優れている	配点× 7 0 %
C	普通	配点× 5 0 %
D	やや劣る	配点× 3 0 %
E	劣る	配点× 0 %

3 能力審査点の点数化の方法

能力審査の配点は、35点とする。配置予定技術者及び提案事業者の経験及び能力について、表4で示す基準により評価し、項目ごとに算出した点数の合計を能力審査点数とする。

表4 経験及び能力に関する評価項目及び配点

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	
		判断基準	管理技術者	担当技術者
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者の資格を下記の順位で評価する。 管理技術者・担当技術者 ①技術士（総合技術管理部門又は建設部門（都市計画及び地方計画）） ②RCCM（都市計画及び地方計画） ※①の資格は無し	① 5 ② 3	—
	専門技術力	令和2年度～令和6年度（完了）の同種又は類似業務※の実績を下記の順位で評価する。 管理技術者 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 担当技術者 ア：同種業務実績件数 イ：類似業務実績件数 ③ア：3件以上 ④ア：1～2件 及び、イ：1件以上 ⑤ア：1～2件 及び、イ：0件 ⑥ア：0件 及び、イ：3件以上 ⑦ア：0件 及び、イ：1～2件以上 照査技術者として従事した業務は除く。 ※同種業務 ：防災指針を含む立地適正化計画の策定又は改定業務 ※類似業務 ：都市計画やまちづくりに関する基本計画等の策定又は改定業務（都市計画マスタープラン、市町村総合計画、土地利用計画等）	① 5 ② 3	③ 5 ④ 4 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 0.5 ※最も中心となり業務を実施する技術者の実績で評価する。
	情報収集力	令和2年度以降要請日までに完了した当該市・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①宮崎県内における業務実績がある。 ②九州管内における業務実績がある。 ③上記以外の業務実績がある。 業務実績は、都市計画の計画策定に関する事項で、政令市、市町村が発注した契約金額100万円を超える業務（元請のみ）を対象とする。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。	① 5 ② 3 ③ 1	① 5 ② 3 ③ 1 ※最も中心となり業務を実施する技術者の実績で評価する。
事業者の経験及び能力	業務実績	令和2年度～令和6年度（完了）の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ア：同種業務実績件数 イ：類似業務実績件数 ①ア：3件以上 ②ア：1～2件 及び、イ：3件以上 ③ア：1～2件 及び、イ：1～2件以上 ④ア：0件 及び、イ：3件以上 ⑤ア：0件 及び、イ：1～2件以上	① 10 ② 8 ③ 6 ④ 2 ⑤ 1	
小計			35	

4 価格審査の点数化の方法

価格審査の配点は、15点とする。価格審査における価格審査点数は、次の式によって算出する。

$$\text{価格審査点} = \left(\text{提案上限額(税込)} - \text{提案価格(税込)} \right) \div 30\text{万円}$$

※少数点第3位以下は切り捨てる。

5 審査方法

- 全ての委員の点数を集計し、合計得点が最も高い参加者を優先交渉者として決定する。
- 点数が同点の場合は、審査委員の多数決により優先交渉者を選定する。
- 多数決が同数の場合は、委員長が決するところにより優先交渉者を選定する。
- 委員の総合計点が満点の6割以上となる参加者がいなかった場合は、優先交渉者を選定しない。